

2長理第 248 号

令和3年3月1日

会員各位

長野県理学療法士会 「臨床実習施設認定制度」のご案内

謹啓

時下、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本会事業に格別のご支援、ご協力を賜り熱く御礼申し上げます。

平成30年10月5日、厚生労働省医政局長より「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則の一部を改正する省令案について（概要）」の通知をうけ、当士会でも臨床実習における「診療参加型臨床実習を行う県」宣言や、臨床実習指導者講習会を開催し、臨床実習教育の在り方を模索し、提案して参りました。本制度も、その一環として臨床実習教育におけるマニュアル作成や見直し、実習施設間の意見交換等を目的として実習教育のみならず新人教育にも応用できる制度として長野県理学療法士会が独自に運用を行っております。

士会員の皆様におかれましては、臨床実習教育の再考及び日頃の教育的な課題を共有し解決できる場として本制度をご活用頂ければ幸いです。尚、本制度の認定を受けなくても実習の受け入れは可能である旨、改めて申し添えておきます。

今後とも士会員の皆様のご理解、ご協力の程、宜しくお願い致します。

謹白

「臨床実習施設認定制度」についての問い合わせ先

学術局教育部 臨床実習施設認定係

〒386-0393

上田市鹿教湯温泉 1777

鹿教湯三才山リハビリテーションセンター三才山病院

理学療法科 青木朋未 野田恭宏

TEL : 0268-44-2321

E-mail : rihamisa@janis.or.jp

臨床実習施設認定 運用規定

【目的】

コンプライアンスを遵守し、時代に即した一定水準の臨床実習教育を実践している実習施設を長野県理学療法士会として認定する『臨床実習施設』とし、現職の理学療法士はもとより未来に輩出される理学療法士、実習指導者の質的向上を図る。

【認定期間】

3 年間

【認定の条件】

1. 実習施設としての条件

- ①理学療法免許取得後、満5年以上の臨床経験があり、臨床実習指導者講習会を終了している者が臨床実習指導の統括責任者として常勤配置されていること。そして、理学療法免許取得後、満5年以上の臨床経験があり、臨床実習指導者講習会を終了している者が常勤配置されていること。
- ②学生1名に対して臨床実習の学生教育を担当するものが1名以上常勤配置されていること。

2. 臨床実習教育に関する条件

- ①臨床実習教育に関する実習指導マニュアル（手順書）が作成されていること。
実習指導マニュアル（手順書）の形式や内容等については、特に県士会としての指定は無く、実習施設独自のもので可とする。但し、マニュアルには作成日、更新日が明記されていること。
- ②認定期間中の3年間は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年度内1回の開催）に同施設で最低1名は継続参加し、その内容を実習教育に反映させる努力をすること。
- ③認定期間中の3年間は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会終了後に開催される臨床実習施設認定会議（後述の「臨床実習施設認定会議について」をご確認下さい）で意見交換を行うこと。そして、その内容を実習教育に反映させる努力をすること。
- ④長野県理学療法士会HP から「臨床実習の理解と教育の手引きver.2」をダウンロードし、臨床実習施設認定会議参加までに、当士会の臨床実習に対する方針を確認しておくこと。

【その他】

- ①認定条件として参加が必要である教育部研修会及び臨床実習施設認定会議は年度内1回の開催となります。その為、年度中の教育部研修会及び臨床実習施設認定会議への参加が難しい場合には、翌年度に認定が持ち越されます。

【申請から認定までの流れ】

1. 県士会HP から「臨床実習施設認定申請書」（ダウンロードして記入）、実習指導マニュアル（認定申請する実習施設で使用されている実習教育の手順書）を添付し、rihamisa@janis.or.jp へメール送付をお願い致します。

申請は年度を問わず、通年で受け付けております。ご不明な点は臨床実習施設認定係までお問い合わせ下さい。

<「臨床実習施設認定」申請のメール送付先>

件名は「臨床実習施設認定を申請します ○○△△（実習施設名）」として下さい。

後日、「臨床実習施設認定申請書」を受理した旨、臨床実習施設認定係よりメールで返信させていただきます。その返信をもって、正式に臨床実習施設認定申請 受理と致します。

※申請〆切について

申請は通年で受け付けておりますが、臨床実習施設認定会議の資料作成の都合上、認定会議開催の10日前に申請を締め切らせて頂きます。締め切り以降の申請については、次年度の臨床実習施設認定となりますので御了承下さい。

2. 認定申請された実習施設の現職者は、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年度内1 回開催）、及びその後開催する「臨床実習施設認定会議」への参加をもって長野県理学療法士会の臨床実習施設認定となります。
4. 認定後は長野県士会HP 上に「臨床実習施設認定」として、申請書類の内容を含めて掲載し、後日、当士会より認定証を発行致します。

【認定更新について】

1. 認定日から3年経過する2ヵ月前までに「臨床実習施設認定 申請書」に必要事項を記入の上、最新の実習指導マニュアルを共に添付し、件名を「臨床実習施設認定を再申請します ○○△△（実習施設名）」として臨床実習施設認定係までメール送付をお願い致します。
* 認定期限が切れる3ヵ月前には、臨床実習施設認定係よりその旨、連絡申し上げます。

【認定の取り消しについて】

1. 認定日から3年経過後の1ヶ月以内に再申請の連絡がない場合、自動的に認定取り消しとなりますので、ご注意ください。
2. 認定期間中、長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会（年度内1回の開催）への参加が確認出来なかった場合、認定取り消しとなります。やむを得ない事情がある場合には、事前に臨床実習施設認定係までご連絡下さい。

【臨床実習施設認定会議について】

1. 開催日時：年一回行われる長野県理学療法士会教育部主催の教育部研修会終了後に開催
2. 参加者：長野県理学療法士会学術局長及び教育部長、教育部員
新規認定申請した施設の現職者
認定期間中の施設の現職者
臨床実習施設認定申請を検討中の施設の現職者（会議見学）
3. 進行について
司会：臨床実習施設認定係
4. 会議内容（予定）：
 - ①学術局長より今後の臨床実習教育の方向性について
 - ②「臨床実習施設認定申請書」及び「実習指導マニュアル」に基づく各施設の実習内容報告
 - ③意見交換
 - ④その他